

財務省第2入札等監視委員会 平成26年度第3回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成27年3月18日（水） 仙台国税局3階会議室	
委員	委員長 青木 雅明（東北大学大学院経済学研究科会計大学院長教授） 委員 高木 龍一郎（東北学院大学法学部長法学部教授） 委員 成田 由加里（公認会計士）	
審議対象期間	平成26年10月1日（水）～平成26年12月31日（水）	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	2件	契約件名：(H26)高坂住宅ほか1住宅耐震改修工事 契約相手方：株式会社コンステック仙台支店 契約金額：86,400,000円 契約締結日：平成26年10月1日 担当部局：東北財務局総務部会計課
		契約件名：青森県平川市国有崖地崩壊防止工事 契約相手方：吉川建設株式会社 契約金額：11,880,000円 契約締結日：平成26年11月26日 担当部局：東北財務局青森財務事務所
随意契約（公共工事）	1件	契約件名：仙台北税務署ほか1署中央監視装置更新工事 契約相手方：三建設備工業株式会社東北支店 契約金額：56,160,000円 契約締結日：平成26年10月3日 担当部局：仙台国税局総務部営繕監理官
競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：平成26年分確定申告期における備品の借上げ、搬入・搬出及び設営業務 契約相手方：広友リース株式会社東北支店 契約金額：85,897,225円 契約締結日：平成26年11月20日 担当部局：仙台国税局総務部会計課
随意契約（物品役務等）	一件	
応札（応募）業者数1者関連	1件	※ 競争入札（公共工事）青森県平川市国有崖地崩壊防止工事に同じ
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	
	次葉のとおり	回答
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【事案1】 契約件名：(H26)高坂住宅ほか1住宅耐震改修工事 契約相手方：株式会社コンステック仙台支店 契約金額：86,400,000円 契約締結日：平成26年10月1日 担当部局：東北財務局総務部会計課</p> <p>一者応札となった事情について、耐震工事も含めた震災復興工事が多いため業者が集まらないのか。</p> <p>【事案2】 契約件名：青森県平川市国有崖地崩壊防止工事 契約相手方：吉川建設株式会社 契約金額：11,880,000円 契約締結日：平成26年11月26日 担当部局：東北財務局青森財務事務所</p> <p>今回の事案は応急処置のため、入札手続きを経て工事を実施しても大丈夫ということだったが、もっと緊急な措置が必要な場合に、対応できるルールはあるのか。</p> <p>【事案3】 契約件名：仙台北税務署ほか1署中央監視装置更新工事 契約相手方：三建設備工業株式会社東北支店 契約金額：56,160,000円 契約締結日：平成26年10月3日 担当部局：仙台国税局総務部営繕監理官</p> <p>入札において地元業者が受注できるような配慮はあるか。</p> <p>入札の結果、不調となり、随意契約へ移行した理由は何か。</p>	<p>いわき地区は震災以降、原発関連の除染工事や建物の復旧復興工事などで東北の被災地の中でも最も多忙な場所の一つであり、復旧工事になかなか手が回らないということを聞いており、そのために一者応札になったと考えている。</p> <p>契約手続きは一般競争入札が基本になっているが、緊急性が高い場合には入札に付さない緊急随契という手続きによることが可能である。</p> <p>現行の入札制度は、地域で応札者を限定することは出来ないが、広く入札への参加を促すため、当局の掲示板及びホームページに入札公告を掲載しているほか、業界紙への記事掲載を依頼するなど、情報発信に努めている。</p> <p>再度公告を検討したが、経年劣化に伴い中央監視装置の故障が想定され、緊急性が高いほか、年度末までの工期設定が困難なことから随意契約へ移行した。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案4】 契 約 件 名：平成26年分確定申告期における備品の借上げ、搬入・搬出及び設営業務 契約相手方：広友リース株式会社東北支店 契 約 金 額：85,897,225円 契約締結日：平成26年11月20日 担 当 部 局：仙台国税局総務部会計課</p> <p>応札した2者は、他の国税局で実施する当該業務の入札にも参加しているのか。</p> <p>応札者は、他の国税局の入札にも参加しているということであれば、ある程度の落札額は予想可能と思われるが、応札額に大きな差がある理由は何か。</p> <p>【総評】 1 審議した4件の事案に係る入札手続及び入札は、適正に行われたと了解した。 2 要望として2点申し上げたい。 (1) 業務履行可能な業者が限られており、随意契約となる場合、なるべく地元の業者と契約できるような方策がとれないか、お調べいただきたい。 (2) 応札金額に大きな差がある場合、落札者以外の応札者からも応札額の理由を聴取していただきたい。 また、その理由に合理性が無い場合には、指導する等の対応策を検討していただきたい。</p>	<p>他の国税局で実施した入札にも参加しており、落札業者となっている。</p> <p>応札額については、応札者側において対象備品の新規購入が必要となる場合など、備品の保有状況により変動すると聞いている。</p>